

詳細情報	hH200416Z9909		
掲載（所管）部局	未掲載の法令		
告示日	令和2年3月31日		
種別・番号	令和2年金融庁・厚生労働省告示第1号		
件名	労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件		
告示資料	告示文	<a href="#">法改正ナビPDF</a>	
制定・改正又は廃止される法令等	・労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年厚生労働省告示金融庁告示第7号）		<a href="#">クリック注</a>

◆「制定・改正又は廃止される法令等」のリンク先について

- ・「[クリック注](#)」：閲覧時期により、施行前、施行後、施行後で未だ更新されていない又は廃止等の場合がありますので、最終更新日を確認のうえご利用ください。
- また、「厚生労働省法令等データベースサービス」より削除された場合もありますので、ご注意ください。